

わかる！社労士 2020年度版

法改正情報

(2020 年6月 15 日掲載版)

このPDFファイルに掲載した法改正情報は、2020 年度版の各書籍の編集後に発生した法改正に関する情報です。

※2月 10 日版に掲載した改正事項も含めて掲載しています。2月 10 日版に掲載した改正事項には、その旨を記載してあります。

入門ゼミ

1. 雇保/育児休業給付の独立化

【改正の概要】

育児休業給付を、失業等給付とは異なる給付として位置づけることにしました。このことに伴い、目的条文が改正されました(より詳しい内容は、この法改正情報ファイルの6ページ以降をご参照ください)。

関連頁	改正前	改正後	特記事項
P117 2 (1)	法1 条において「雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行う(法1 条抜粋)」とされています。上記のそれぞれの事由(保険事故)が生じた場合に、それぞれ給付を行います。それらの給付を失業等給付といいます。なお、これらの～	法1 条において「雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合 及び労働者が子を養育するための休業をした場合に 必要な給付を行う(法1 条抜粋)」とされています。上記のそれぞれの事由(保険事故)が生じた場合に、それぞれ給付を行います。それらの給付を失業等給付 又は育児休業給付 といいます。なお、これらの～	このファイルの P 7 参照

あわせて、P122 3 及びP141 ② の内容を修正します。

関連頁	改正	特記事項
P122 3	文章及び表内の、「育児をする場合」、「育児休業給付」及び「育児休業給付金」を削除します。	このファイルの

P141 ②	②の内容を、すべて削除します(P142上の図も含みます)。 なお、この育児休業給付に係る②の内容は、すべて新設された育児休業給付の章で規定し直されました(内容等の知識は、入門ゼミの内容のままでOKです)。 ⇒詳しくは、このファイルのP6以降をご参照ください。	P 7 以降 参照
-----------	---	--------------

テキスト＆問題集

1. 労働基準法/時効期間の延長等

【改正の概要】

民法における時効関連の改正を踏まえ、労働基準法の賃金に関わる時効の期間、記録の保存の期間、付加金の支払に係る期間を、**5年**としました。ただし、影響の大きさを考慮して、**当分の間3年**とするという経過措置を設けました。

(1)時効(法 115 条)

関連頁	改正前	改正後(当分の間の経過措置)	特記事項
P115 ⑥時効	この法律の規定による賃金(退職手当を除く。)、災害補償その他の請求権は 2年間 、この法律の規定による退職手当の請求権は 5年間 行わない場合においては、時効によって消滅する。	この法律の規定による 退職手当 の請求権は これを行行使することができる時から5年間 、この法律の規定による 賃金(退職手当を除く。) の請求権は これを行行使することができる時から3年間 、この法律の規定による 災害補償その他の請求権(賃金の請求権を除く。) は これを行行使することができる時から2年間 行わない場合	あわせて、起算日が「行行使することができる時」と明記されました(これも民法の改正に伴うものです)。

		においては、時効によって消滅する。	
--	--	-------------------	--

※施行日（令和2年4月1日）以後に賃金支払日が到来する賃金請求権について、新たな消滅時効期間が適用されます。

（2）記録の保存（法 109 条）

関連頁	改正前	改正後（当分の間の経過措置）	特記事項
P114 ④記録 の保存	使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を 3年間 保存しなければならない。	使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を 3年間 保存しなければならない。	法改正により「5年間」に改正⇒当分の間、経過措置が適用され、従来の「3年間」と変わらず

※上記の改正にあわせて、労働基準法施行規則で規定している次の記録についても、保存期間にかかわる年数を5年に延長する（当分の間は3年とする）こととしました。

- 時間外・休日労働協定における健康福祉確保措置の実施状況に関する記録
- 専門業務型裁量労働制に係る健康福祉確保措置等に関する記録
- 企画業務型裁量労働制に係る健康福祉確保措置等に関する記録
- 年次有給休暇管理簿

【記録の保存の起算日】

※『テキスト&問題集』の記載なし

賃金請求権の消滅時効期間が満了するまでは、賃金の請求に関する記録の保存がなされるよう、次の記録などの保存期間について、当該記録に係る賃金の支払期日が当該記録について定められた起算日より遅い場合には、当該**支払期日が保存期間の起算日**とすることとしました。

- 専門業務型裁量労働制に係る健康福祉確保措置に関する記録
- 企画業務型裁量労働制に係る健康福祉確保措置に関する記録
- 年次有給休暇管理簿
- 賃金台帳及び賃金その他労働関係に関する重要な書類

(3) 付加金の支払(法 114 条)

関連頁	改正前	改正後 (当分の間の経過措置)	特記事項
P114 ⑤ 付加金の支払	裁判所は、解雇予告手当、休業手当若しくは割増賃金の規定に違反した使用者又は年次有給休暇中の賃金を支払わなかった使用者に対して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金のほか、これと同一額の付加金の支払を命ずることができる。ただし、この請求は、違反のあった時から 2年以内 にしなければならない。	裁判所は、解雇予告手当、休業手当若しくは割増賃金の規定に違反した使用者又は年次有給休暇中の賃金を支払わなかった使用者に対して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金のほか、これと同一額の付加金の支払を命ずることができる。ただし、この請求は、違反のあった時から 3年以内 にしなければならない。	「2年間」⇒「3年間」

2. 労働安全衛生法/健康診断の対象者**【改正の概要】**

従来、健康診断の対象となるパートタイム労働者の基準が示されていましたが、パートタイム労働法がパートタイム・有期雇用労働法に改正されたことを受けて、この基準が有期雇用労働者にも適用されることが示されました。

関連頁	改正前	改正後	特記事項
P185 側注 上の Plus 13 行目	～短時間労働者は ～	～短時間・有期雇用労働者は～	

3. 労災/障害補償年金等の支給停止期間

【改正の概要】

障害補償年金前払一時金、遺族補償年金前払一時金、障害年金前払一時金及び遺族年金前払一時金が支給される場合の、障害補償年金等の支給停止期間の算定に係る利率を、「年利5分」から「算定事由発生日(テキスト&問題集 2020 年度版 P225 側注 参照)における法定利率」に改めました。

関連頁	改正前	改正後	特記事項
P241 (4)支給停止 〈停止期間 ② 2年目以降〉 2行目	年利5分	算定事由発生日 における法定利 率	

※P248 (4)遺族補償年金の支給停止 にも関係します。

4. 労災/介護(補償)給付の限度額

【改正の概要】

介護補償給付及び介護給付の最高限度額及び最低保障額を見直しました。

関連頁	改正前	改正後	特記事項
P244 上限額等	165,150円	166,950円	数字の修 正です。
	70,790円	72,990円	
	82,580円	83,480円	
	35,400円	36,500円	

5. 労災/年金たる保険給付の受給権者の定期報告

障害補償年金及び傷病補償年金並びに障害年金及び傷病年金の定期報告について、厚生労働大臣が個人番号を活用した情報連携によって特定個人情報の提供を受けることができる者については、国民負担軽減の観点から廃止する(定期報告を求めない)こととしました。⇒関連頁 P264 3

6. 雇保/育児休業給付の独立化

【改正の概要】

育児休業給付の給付額は一貫して増加しており、基本手当に匹敵する給付総額となることを見込まれていることなどを考慮し、育児休業給付を、失業等給付とは異なる給付として位置づけることにしました。

(1) 目的(法1条)

育児休業給付を独立させたことを目的条文に反映させました。具体的には、「労働者が子を養育するための休業をした場合」に必要な給付を行う旨を追加しました。

関連頁	改正前	改正後	特記事項
P312 ① 雇用保険の目的	雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上	雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合 及び労働者が子を養育するための休業をした場合 に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開	太字部分を追加

	その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。	発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。	
--	--------------------------	-------------------------------	--

(2)雇用保険事業(法3条)

育児休業給付を独立させたことに伴う条文の修正です(実質的な内容の改正ではありません)。

関連頁	改正前	改正後	特記事項
P312 側注 Plus	雇用保険は、第1条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができます。	雇用保険は、第1条の目的を達成するため、失業等給付 及び育児休業給付 を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができます。	太字部分を追加

※テキスト&問題集 P308 ～ 311 のガイダンス及び P370 の Chapter6 雇用継続給付の一番上のグレーのアミカケ部分の文章が改正前の内容を含んでいますが、ガイダンス等の部分であり、直接的な内容ではないことから修正等は示さないこととさせていただきます。これらについては、改正前の内容に基づいて書かれていることにご留意いただけますようお願い申し上げます。

(3)育児休業給付

育児休業給付を新しい給付の体系へ位置付け、育児休業給付金について、失業等給付の雇用継続給付から削除するとともに、失業等給付とは別の章として育児休業給付の章を新設することとしました。

①育児休業給付 ⇒関連頁 P374～377

従来の育児休業給付金に係る規定を削除し、支給要件等を、新設した章に**同内容**で規定し直しました。また、給付の名称も、従来と変わらず「**育児休業給付金**」です。また、失業等給付に係る未支給の失業等給付、返還命令等、受給権の保護及び公課の禁止の規定についても、育児休業給付について準用するものとしました。

〔参考〕

規定の移設に伴い、条文番号が変わりました(あわせて、介護休業給付金の条文番号も変わりました:育児休業給付金の条文番号が、法 61 条の4⇒法 61 条の7などになり、介護休業給付金の条文番号が、法61 条の6⇒法61 条の4などになりました)。

②育児休業給付金の額

育児休業給付金の本則上の支給率は、従来「100 分の 40」であり、これを暫定措置により、「100 分の 67」または「100 分の 50」としていました。今般の改正で、この暫定措置による率を恒久的なものとししました。

関連頁	改正	特記事項
P376 側注 Plus (*2)	この側注を削除します	

(4)国庫負担

国庫は、育児休業給付に要する費用の**8分の1**を負担するものとししました。従来、雇用継続給付として行われていた国庫負担の割合と同じ割合です。また、育児休業給付の独立化に伴い、条文が改正されました(実質的な内容は変わっていません)。

関連頁	改正前	改正後	特記事項
P382 ② 1	国庫は、次のとおり、求職者給付（高年齢求職者給付金を除きます）、雇用継続給付（ 高年齢雇用継続給付を除きます ）及び職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担します。	国庫は、次のとおり、求職者給付（高年齢求職者給付金を除きます）及び雇用継続給付（ 介護休業給付金に限り ます）、 育児休業給付並びに 職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担します。	

※平成 29 年度から平成 31 年度の各年度においては、国庫は前記の負担額等の 100 分の 10 に相当する額を負担するものとされていました。この措置が令和3年度まで2年間延長されました。 ⇒ 関連頁 P382 1 アミカケ部分

また、雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、令和4年4月1日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとされています。 ⇒ 関連頁 P382 側注 Plus *3

(5)不服申立て等

育児休業給付について、従来どおり「不服申立て」、「不服理由の制限」や「時効」などの対象とすることから条文を整備しました。また、失業等給付と育児休業給付をあわせて「**失業等給付等**」ということにしました。

①不服申立て

関連頁	改正前	改正後	特記事項
P383 ① 1	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認、失業等給付に関する処分又は不正受給に係る失業等給付の返還命令若しくは納付命令についての処分に不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができます。	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認、失業等給付 及び育児休業給付(以下「失業等給付等」といいます) に関する処分又は不正受給に係る失業等給付の返還命令若しくは納付命令 (育児休業給付において準用する場合を含みます) についての処分に不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができます。	

②不服理由の制限

関連頁	改正前	改正後	特記事項
P384 上の 2	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認に関する処分が確定したときは、当該処分についての不服を当該処分に基づく 失業等給付 に関する処分についての不服の理由とすることができません。	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認に関する処分が確定したときは、当該処分についての不服を当該処分に基づく 失業等給付等 に関する処分についての不服の理由とすることができません。	

③時効

関連頁	改正前	改正後	特記事項
P384 ② 1	失業等給付 の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び返還命令等の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、これらを行することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅します。	失業等給付等 の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び返還命令等の規定(育児休業給付において準用する場合を含みます)により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、これらを行することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅します。	

④罰則

関連頁	改正前	改正後	特記事項
P384 ③ 2段目 2行目	失業等給付	失業等給付等	

7. 雇保/公共職業訓練等受講の届出

公共職業訓練等を受講する場合における届出(公共職業訓練等受講届及び公共職業訓練等通所届)について、原則として公共職業訓練等を行う施設の長を経由して提出することとしました(ただし、やむを得ない理由により経由が困難であると認められる場合は、経由しないで提出を行うことができます)。

⇒ 関連頁はありません。

8. 雇保/賃金日額の上限額等の変更

毎月勤労統計に係る全国点検の結果(令和元年10月21日結果公表)、自動変更対象額及び高年齢雇用継続給付の支給限度額について、変更が生じました。

関連頁	改正前	改正後	特記事項
P331 2 (2) 3行目 45歳以上60歳未満	16,670円	16,660円	
P370、372 1 (1) (b) 3行目 支給限度額	363,359円	363,344円	

9. ワンストップサービスに係る改正

※これは、2月10日版に掲載した改正事項です。

【改正の概要】

健康保険等の適用事務に係る事業主の事務負担の軽減及び利便性の向上のため、健康保険法等に基づく手続のうち届出契機が同一のもの（例えば、資格取得など）を、それぞれ他の行政機関でも提出することができるようにしました。また、そのための様式として、新たに、それら行政機関で統一した様式（統一様式）を設けることとなりました。いわゆる「ワンストップサービス」を実現するための改正です。

(1)改正の全体像

健康保険法、厚生年金保険法、徴収法及び雇用保険法の届出のうち、事業所の新規適用・廃止、被保険者の資格取得・喪失について、所定の要件を満たした場合は、それぞれ他の行政機関を経由して提出できるようになりました。

対象の法律	対象の届出
健康保険法、厚生年金保険法、徴収法 及び雇用保険法	事業所の新規適用・廃止、被保険者の資格取得・喪失に関わる届出

(2)健康保険法の届出

次の経由ができるようになりました（ここから(5)までは個別の法律ごとの内容です）。

関連頁	届出	経由できる行政機関	特記事項
P606	新規適用事業所の届出（協会管掌健康保険の適用事業所に限ります）（統一様式による場合）	あわせて徴収法の保険関係の成立の届出又は雇用保険法の事業所の設置の届出を提出するときは、 所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長 を経由できる	新規の規定なので、テキスト内に、直接的に関連する記述はありません。
	適用事業所に該当しなくなった場合の届出	あわせて雇用保険法の事業所の廃止の届出を提出する	

	(協会管掌健康保険の適用事業所に限ります)(統一様式による場合)	ときは、 所轄公共職業安定所長 を経由できる	
	協会管掌健康保険の被保険者の資格取得届(統一様式による場合)	あわせて雇用保険法の被保険者の資格取得の届出を提出するときは、 所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長 を経由できる	
	協会管掌健康保険の被保険者の資格喪失届(統一様式による場合)	あわせて雇用保険法の被保険者の資格喪失の届出を提出するときは、 所轄公共職業安定所長 を経由できる	

※健康保険法に基づく届書は、**協会管掌健康保険**に係る届書に限り、対象となります。

※徴収法による保険関係成立届については、有期事業、労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業及び二元適用事業に係るものを除きます。

(3)厚生年金保険法の届出

健康保険法と同様の経由規定が設けられました。

関連頁	届出	経由できる行政機関	特記事項
P846	健康保険法と同様です。		新規の規定なので、テキスト内に、直接的に関連する記述はありません。

(4)徴収法の届出

①経由規定

次の経由ができるようになりました。

関連頁	届出	経由できる行政機関	特記事項
-----	----	-----------	------

P415	保険関係成立届(一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託しないもの及び労災保険に係る保険関係のみが成立している事業に係るもの)(統一様式による場合)	あわせて健康保険法及び厚生年金保険法の新規適用事業所の届出並びに雇用保険法の事業所の設置の届出を提出するときは、 年金事務所又は所轄公共職業安定所長 を経由できる	新規の規定なので、テキスト内に、直接的に関連する記述はありません。
	保険関係成立届(雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業に係るもの)(統一様式による場合)	あわせて健康保険法及び厚生年金保険法の新規適用事業所の届出並びに雇用保険法の事業所の設置の届出を提出するときは、 年金事務所又は所轄労働基準監督署長 を経由できる	

※この規定による「保険関係成立届」は、有期事業、労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業及び二元適用事業に係るものを除きます。

次の経由もできるようになりました。

関連頁	届出	経由できる行政機関	特記事項
P415、416、462	保険関係成立届(社会保険適用事業所の事業主が提出する場合に限り、前表の規定による場合を除きます)、名称・所在地等変更届、代理人選任・解任届	年金事務所	新規の規定なので、テキスト内に、直接的に関連する記述はありません。

②統一様式にあわせて提出する概算保険料申告書の経由規定

概算保険料申告書であって、一般保険料に係るもの（保険関係成立届にあわせて、健康保険法の新規適用届及び厚生年金保険法の新規適用届又は雇用保険法の適用事業所設置届を提出する場合に、これらの届書と同時に提出するものに限ります）の提出については、**年金事務所、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長**を経由して行うことができるものとなりました。

関連頁	届出	経由できる行政機関	特記事項
P442 等	概算保険料申告書であって、一般保険料に係るもの（保険関係成立届にあわせて、健康保険法の新規適用届及び厚生年金保険法の新規適用届又は雇用保険法の適用事業所設置届を提出する場合に、これらの届書と同時に提出するものに限ります）	年金事務所、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長 を経由できる	新規の規定なので、テキスト内に、直接的に関連する記述はありません。

※この規定による「保険関係成立届」は、有期事業、労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業及び二元適用事業に係るものを除きます。

③「労働基準監督署」について

従来、経由先とされていた「労働基準監督署」が「所轄労働基準監督署長」に改正されました。

関連頁	改正前の経由先	改正後の経由先	特記事項
P442	労働基準監督署	所轄労働基準監督署長	中段の「経由先」の中の、「労働基準監督署」を「所轄労働基準監督署長」に修正してください。

(5)雇用保険法

次の経由等ができるようになりました。

関連頁	届出	経由できる行政機関	特記事項
P319、321	資格取得届(統一様式によらない場合)	年金事務所を経由できる	新規の規定なので、テキスト内に、直接的に関連する記述はありません。
	資格取得届(統一様式による場合)	あわせて健康保険法及び厚生年金保険法の被保険者の資格取得の届出を提出するときは、労働基準監督署長又は年金事務所を経由できる	
	資格喪失届(統一様式による場合及びよらない場合)	年金事務所	
	転勤届		
	適用事業所設置届又は適用事業所廃止届(統一様式によらない場合)		
	適用事業所設置届(統一様式による場合)	あわせて健康保険法及び厚生年金保険法の新規適用の届出及び徴収法の保険関係成立届を提出するときは、労働基準監督署長又は年金事務所を経由できる	
	適用事業所廃止届(統一様式による場合)	あわせて健康保険法及び厚生年金保険法の適用事業所に該当しなくなった場合の届出を提出するときは、労働基準監督署長又は年金事務所を経由でき	

		る	
	事業主事業所各種変更届	年金事務所	
	代理人選任・解任届		

10. 徴収/高年齢者の雇用保険料免除廃止

従前は、保険年度の初日において 64 歳以上である労働者で、雇用保険の短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者（免除対象高年齢労働者といいました）について、雇用保険料を免除していました。令和 2 年 4 月より、この保険料免除の制度が廃止されました（P 4 2 6 側注 下の Plus）。この改正に伴い、次の箇所を改正します。

関連頁	改正	特記事項
P430 (3)端数処理 1行目	高年齢者賃金総額 ⇒文字を削除	
P430 2 本文内の Point	Pointを、すべて削除します	
P440 側注 上から 2 つ目の Plus	高年齢者賃金総額 ⇒文字を削除	

11. 徴収/雇用保険率等

令和 2 年度の雇用保険率は、令和元年度の雇用保険率と同じになりました。

関連頁	改正前	改正後	特記事項
P426 (1)、(2) P426 (4) ②	令和元年度(平成31年度)	令和2年度	

※あわせて、4 2 6 側注 Plus * 1 中の「平成 30 年度」を「令和 2 年度」に修正します（2020 年度版執筆時の修正漏れです）。

※育児休業給付の失業等給付からの独立に伴い、雇用保険率のうち 1,000 分の 4 を育児休業給付に係る率とすることとされました。

12. 徴収/弾力的調整の考え方

【改正の概要】

弾力的調整に係る倍率の算出を、景気変動により変動する給付を基にして行うことにしました。

関連頁	改正前	改正後	特記事項
P427 側注 Point * 3	毎会計年度において、労働保険特別会計の雇用勘定の積立金を基にした算定額が、失業等給付額等の2 倍を超えたら、雇用保険率を引き下げることができます。また、この算定額が、失業等給付額等に相当する額を下回ったら、雇用保険率を引き上げることができます。	毎会計年度において、労働保険特別会計の雇用勘定の積立金を基にした算定額が、失業等給付額等 (教育訓練給付の額と雇用継続給付の額を除きます) の2 倍を超えたら、雇用保険率を引き下げることができます。また、この算定額が、失業等給付額等に相当する額を下回ったら、雇用保険率を引き上げることができます。	

※育児休業給付に係る額は、労働保険特別会計の雇用勘定の積立金を基にした算定額から除かれています。

13. 延滞金の割合の特例

延滞金の割合について、租税特別措置法 93 条 2 項に規定する財務大臣が告示する割合が 0.6 パーセントとされたため、令和 2 年における特例基準割合が 1.6 パーセントとされました。これにより、令和 2 年 1 月 1 日以降の延滞金の割合について、特例の規定が適用されることとなりました。

具体的には、納期限の翌日から 2 カ月を経過する日までの期間については年 2.6 パーセント（特例基準割合 + 1 パーセント）とし、納期限の翌日から 2 カ月

を経過する日の翌日以後については年 8.9 パーセント（特例基準割合＋ 7.3 パーセント）になります。

⇒ この令和 2 年の率は、令和元年の率と同じです。

⇒ 徴収法、健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法等の延滞金に係る事項です。

⇒ 関連ページ P456、656、780、914

14. 徴収/事務組合/委託事業主の地域的範囲

【改正の概要】

労働保険事務組合に労働保険事務を委託できる事業主の、地域的な範囲の規定が廃止されました。

関連頁	改正	特記事項
P460 上の② 地域的な範囲	すべて削除します	
P460 側注 通達 *2		

15. 障害者雇用促進法/特定短時間労働者等

※これは、2月 10 日版に掲載した改正事項です。

【改正の概要】

障害者雇用促進法に新たに規定された特定短時間労働者の週所定労働時間が、正式に定められました。あわせて、雇用状況の報告先が、「主たる事業所の管轄公共職業安定所長」に改正されました。

(1) 特定短時間労働者

『テキスト&問題集』P505 に掲載したとおり、「**週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満**」の者を**特定短時間労働者**とすることとしました（『テキスト&問題集』掲載時点では、見込みでした）。

⇒ 関連ページ P505

(2)障害者の雇用状況の報告

障害者の雇用状況の報告の提出先が、「主たる事業所の管轄公共職業安定所長」に改正されました。

関連頁	改正前の提出先	改正後の提出先	特記事項
P504	主たる <u>事務所</u> の所在地を管轄する公共職業安定所長	主たる <u>事業所</u> の所在地を管轄する公共職業安定所長	本文 一番下の行の「事務所」を「事業所」に修正してください。

16. 労一/パートタイム・有期雇用労働法

いわゆる【同一労働同一賃金】の規定は、P535 等にあるように、令和2年4月より施行されますが、中小事業主については、令和3年4月より適用されることとされています。
⇒ 関連ページ P535 等

17. 国年/遺族/指定日

20 歳前の傷病による障害基礎年金の受給権者及び母子福祉年金等から裁定替えされた遺族基礎年金の受給権者が提出する届書等(それぞれの所得状況の届出を除きます)に係る「指定日(厚生労働大臣が指定する日)」が「7月 31 日」から「当該受給権者の誕生日の属する月の末日」とされました。なお、所得状況の届出の指定日は、従来どおり、「7月 31 日」です(平 30.12.28 厚労告 426 号)。

⇒ 関連頁 P718 側注 Plus (*1)

18. 国年/全額申請免除等に係る事項

※これは、2月10日版に掲載した改正事項です。

【改正の概要】

国民年金法に規定する保険料の免除等に係る手続において、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携（番号利用法に基づく特定個人情報の提供の求め及び提供）の本格運用を開始することにより、日本年金機構（機構）が免除申請者等の前年度の所得の状況（所得に係る税の申告を行っていないことを含みます）を把握することが可能になることから、全額申請免除等の際の申請書記載事項について見直しました。

市町村から提供を受けた所得及び世帯の情報その他の情報により厚生労働大臣が**保険料全額免除の所得要件**に該当する蓋然性が高い（編注：確率が高い）と認める者に係る法第90条第1項の規定による申請〔申請（全額）免除〕については、所得に係る事項（次表4.）を除いた事項を記載した申請書を日本年金機構に提出することによって行うことができるようになりました。

【申請（全額）免除の際の申請書の記載事項の比較】

関連頁	本来必要な記載事項	所得要件に該当する蓋然性が高い場合	特記事項
P773	1. 氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号 2. 保険料全額免除を受けようとする期間 3. 前号に規定する期間における申請者の属する世帯の世帯主（申請者が世帯主である場合を除く。以下同じ。）の氏名並びに申請者の配偶者の氏名及び	1. 氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号 2. 保険料全額免除を受けようとする期間 3. 前号に規定する期間における申請者の属する世帯の世帯主（申請者が世帯主である場合を除く。以下同じ。）の氏名	テキスト内には、直接の記述はありません。

	生年月日 3の2.申請者の配偶者(当該申請者と同一の世帯に属する者であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができるものを除く。)の個人番号 4. 2. に規定する期間における申請者、申請者の属する世帯の世帯主又は申請者の配偶者(申請者等)が保険料を納付することを要しない者であることを明らかにすることができる所得の状況その他の事実	並びに申請者の配偶者の氏名及び生年月日 3の2.申請者の配偶者(当該申請者と同一の世帯に属する者であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができるものを除く。)の個人番号	
--	---	---	--

※「保険料の免除の特例(納付猶予)」に係る申請についても同様の改正が行われています。

19. 国年/実際の年金額等

【改正の概要】

令和2年度の改定率等が示されました。

(1) 改定率

令和2年度の改定率は、**1.001** と されました。

年金額の改定は、毎年度、改定率を改定することにより行われます。

この改定率は、基準年度前は、原則として、名目手取り賃金変動率を基準として改

定し、基準年度以後は物価変動率を基準として改定します。

ただし、物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにプラスで、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合には、基準年度前、基準年度以後ともに名目手取り賃金変動率を用いることが規定されています。

⇒この内容は、「テキスト&問題集」には掲載していません。

令和2年度はこの規定が適用され、さらにマクロ経済スライドによる調整率が乗じられた算出率を基にして、今年度の改定率を算定しました（特別調整率の未調整分はありませんでした）。

(2) 年金額等

改定率(1.001)を 780,900 円に乘じた実際の年金額は、781,700 円になりました。その他の年金額等とあわせてまとめました。

年金等の種類		法定額	令和2年度価額
老齢基礎年金（満額）		780,900 円 × 改定率	781,700 円
障害基礎年金 1 級		780,900 円 × 改定率 × 125/100	977,125 円
障害基礎年金 2 級		780,900 円 × 改定率	781,700 円
加算額	第 1 子・第 2 子	224,700 円 × 改定率	224,900 円
	第 3 子以降	74,900 円 × 改定率	75,000 円
遺族基礎年金（基本額）		780,900 円 × 改定率	781,700 円
振替加算		「224,700 円×改定率」に生年月日に応じた一定率を乗じて得た額	224,900 円 ～15,068 円

(3) 脱退一時金の額

基準月が令和2年度に属する場合の脱退一時金の額は、次のようになりました。

対象月数	平成 17 年度の額	令和2年度の額
6 月以上 12 月未満	40,740 円	49,620 円
12 月以上 18 月未満	81,480 円	99,240 円
18 月以上 24 月未満	122,220 円	148,860 円

24 月以上 30 月未満	162,960 円	198,480 円
30 月以上 36 月未満	203,700 円	248,100 円
36 月以上	244,440 円	297,720 円

(4) 保険料額

令和 2 年度及び令和 3 年度の保険料改定率及び保険料額が示されています。

	保険料改定率	保険料額
令和 2 年度	0.973	16,540 円
令和 3 年度	0.977	16,610 円

※保険料額 $\div$ 17,000 円 (法定保険料額) $\times$ 保険料改定率

20. 厚年/加給年金額等

【改正の概要】

令和 2 年度に加給年金額等が示されました。

(1) 従前額改定率

令和 2 年度の従前額改定率は、昭和 13 年 4 月 1 日以前に生まれた者については「1.002」、昭和 13 年 4 月 2 日以後に生まれた者については「1.000」とされました。

(2) 再評価率の改定

再評価率の改定は、国民年金法の改定率の改定と同様に行います。改定に係る率（算出率）は国民年金と同様になりました。

(3) 定額単価

定額部分の計算に用いる定額単価は「1,628 円 $\times$ (国民年金法の) 改定率」とされていることから、令和 2 年度の定額単価は「1,628 円 $\times$ 1.001 $\div$ 1,630 円」です。

※定額部分の額 = 1,628 円 $\times$ 改定率 $\times$ 被保険者期間の月数

(4) 加給年金額

対象	法定額	令和2年度価額
配偶者	224,700 円 × 改定率	224,900 円
第1子・第2子		
第3子以降	74,900 円 × 改定率	75,000 円

(5) 配偶者の加給年金額に係る特別加算額

受給権者の生年月日	法定額	令和2年度価額
昭和9年4月2日 ～昭和15年4月1日	33,200 円 × 改定率	33,200 円
昭和15年4月2日 ～昭和16年4月1日	66,300 円 × 改定率	66,400 円
昭和16年4月2日 ～昭和17年4月1日	99,500 円 × 改定率	99,600 円
昭和17年4月2日 ～昭和18年4月1日	132,600 円 × 改定率	132,700 円
昭和18年4月2日～	165,800 円 × 改定率	166,000 円

※改定率：1.001

(6) その他の年金額等

年金等の種類	令和2年度価額
障害厚生年金の最低保障額	781,700 円 × 3/4 ≒ 586,300 円
障害手当金の最低保障額	1,172,600 円
中高齢寡婦加算額	781,700 円 × 3/4 ≒ 586,300 円

(7) 支給停止調整額等

令和2年度においては、**支給停止調整開始額**、**支給停止調整変更額**及び**支給停止調整額**は、いずれも改定されませんでした。

	令和元年度	令和2年度価額
支給停止調整開始額	28 万円	28 万円
支給停止調整変更額	47 万円	47 万円
支給停止調整額	47 万円	47 万円

21. 国保・高齢者医療確保法/賦課限度額等

※これは、2月10日版に掲載した改正事項です。

【改正の概要】

国民健康保険法及び高齢者医療確保法の保険料の賦課限度額（上限額）が見直されました。また、高齢者医療確保法の規定により、令和2年度及び令和3年度の後期高齢者負担率が定められました。

(1) 国民健康保険法

保険料の基礎賦課額の上限額が改正されました。

関連頁	改正前の基礎賦課額の上限額	改正後の基礎賦課額の上限額	特記事項
P1020	61 万円	63 万円	問9 B 肢解説中「61 万円」を「63 万円」に修正してください。

(2) 高齢者医療確保法

① 保険料の賦課額の上限額

保険料の賦課額の上限額が改正されました。

関連頁	改正前の賦課額の上限額	改正後の賦課額の上限額	特記事項
P1008	62 万円	64 万円	問9 E 肢問題文中「62 万円」を「64 万円」に修正してください。

②後期高齢者負担率

令和2年度及び令和3年度の後期高齢者負担率が定められました。

関連頁	改正前	改正後	特記事項
P981	<u>平成 30 年度及び 令和元年度(平成 31 年度)</u> における後期 高齢者負担率は、 <u>100 分の 11.18</u> で す。	<u>令和 2 年度及び令 和 3 年度</u> における後 期高齢者負担率は、 <u>100 分の 11.41</u> です。	側注(右側の、小さい 文字のところです) Point*4を、改正後の ものに修正してくださ い。

ファイルはここまでです。

お疲れさまでした。

以下、余白